

別表 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類の例

	書類	具体例	関連法令等
一	博物館登録申請書		
二	館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）	設置条例の写し（公立） 館則の写し（私立）	
三	法第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。	※任意様式（代表者名で“左記の内容を誓う”旨があること）	博物館法第13条第1項第2号
四 運営体制に関する書類	博物館運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類	【方針】当該施設独自の基本運営方針 【公表方法】年報（該当箇所）、ウェブサイト（該当箇所）	体制の基準（1）
	博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類	条例、定款、館則、資料の分類体系を示す書類等 ※年報等に記載があれば、その提出でも可。動物園・水族館等の資料が主体にあつては、飼育展示生物のインベントリーなど。	体制の基準（2）
	博物館資料目録（第2号様式）	資料台帳、受入簿（全体及び個数1件分）	体制の基準（3）
	展示、調査研究、学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類	【計画】事業計画書 等 【実績】事業報告書、図録等 ※年報等に記載があれば、その提出でも可。	体制の基準（4）～（6）
	職員への研修の実施計画又は実績（国又は都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画及び実績を含む）を示す書類。	【計画】事業計画書等 【実績】事業報告書等 ※年報等に記載があれば、その提出でも可。	体制の基準（7）
五 職員の配置に関する書類	基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。	職員名簿（第3号様式）、職務分担表等	職員の基準（1）～（3）
	学芸員の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	職員名簿、職務分担表等	職員の基準（2） 要領IV 1 指定と申請
	学芸員であることを証明する書類	大学が発行する学位取得証明書及び博物館に関する科目の単位取得証明書等の写し	職員の基準（2） 要領IV 1 指定と申請
六 施設及び設備に関する書類	博物館の事業に用いる建物及び土地の図面	施設配置図、完成図（施工図）等	施設の基準（1）
	防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類	案内図、パンフレット、消防計画、警備計画、防災計画、危機管理マニュアル、ハザードマップ等。 ※1 非常時の文化財や人の避難動線がわかるもの。 ※動物園、水族館等で特定動物（人の生命、身体、財産に害を加えるおそれのある動物）を飼養している場合は、特定動物飼養・保管許可証。	施設の基準（2）・（3）
	多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類	パンフレット、案内図、合理的配慮マニュアル等。ウェブサイトなどで公表している場合は、該当箇所。 ※設備や機器の整備だけでなく、人的な対応も可。	施設の基準（4）
七	1年を通じて150日以上開館することを示す書類	開館日数の計画又は実績が確認できる書類 （例）要覧、HP等の公表資料、日報、事業計画等	
八	登録の申請の日が属する事業年度における事業計画書		
九	登録の申請の日が属する事業年度における収支予算書		
十	博物館の事業の用に供する施設及び設備の写真		

登録に係る基準（「博物館の登録等に関する規則」より）

基準	事 項
体制に関する基準	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するとともに、基本的運営方針に基づき、相当の公益性をもって施設を運営する体制を整備していること。
	(2) 基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
	(3) 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
	(4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資博物館料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
	(5) 単独で又は他の博物館若しくは法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
	(6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
	(7) 法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
職員に関する基準	(1) 基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
	(2) 学芸員が置かれていること。
	(3) 基本的運営方針に基づく百武宇t館の運営に必要な職員が置かれていること。
施設及び設備に関する基準	(1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
	(2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
	(3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
	(4) 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

博物館法

発令 : 昭和26年12月1日号外法律第285号

最終改正 : 令和4年4月15日号外法律第24号

改正内容 : 令和4年4月15日号外法律第24号[令和5年4月1日]

(登録の審査)

第十三条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）

(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。

(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。

(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。

二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。

三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

四 学芸員その他の職員の配置が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。

六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

博物館の登録等に関する規則（昭和50年5月8日教育委員会規則第5号）

最終改正: 令和5年3月31日教育委員会規則第3号

改正内容: 令和5年3月31日教育委員会規則第3号

第3章 博物館に相当する施設の指定

(指定の申請の書類)

第12条 施行規則第23条第1項の規定により提出する指定申請書には、同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 資料目録（第7号様式）
- (2) 職員名簿（第3号様式）

(博物館に相当する施設の体制等に関する基準)

第13条 施行規則第24条第1項第2号に規定する資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制に関する教育委員会の定める基準については第4条の規定を、同項第3号に規定する職員の配置に関する教育委員会の定める基準については第5条の規定を、同項第4号に規定する施設及び設備に関する教育委員会の定める基準については第6条の規定をそれぞれ準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条各号（第7号を除く。）及び第6条第1号	博物館資料	資料
第4条第1号	博物館を運営する	法第31条第1項の規定による指定を受けた施設（次条及び第6条において「指定施設」という。）を運営する
第5条第1号及び第3号並びに第6条第3号及び第4号	博物館	指定施設
第5条第2号	学芸員	学芸員に相当する職員

(公表)

第14条 教育委員会は、法第31条第3項の規定による公表をインターネットを利用する方法により行うものとする。

博物館の登録及び博物館に相当する施設の指定に関する要領（沖縄 県教育委員会 昭和 55 年 12 月 10 日教育長決裁 改正：令和 5 年 4 月 1 日）

IV 博物館に相当する施設の指定

1 指定と申請

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 31 条の規定及び博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）第 23 条の規定により博物館に相当する施設（以下「指定施設」という。）として沖縄県教育委員会に備える指定原簿に指定を受けようとする場合は、指定申請書（博物館法施行規則 別記第 9 号様式）に次の添付書類を添えて当該施設の所在する市町村の教育委員会と教育事務所を経て毎年 12 月末日までに県教育委員会へ提出しなければならない。

添付書類

- ① 施設の規則（目的、開館日。運営組織、その他の博物館の運営上必要な事項を定めたもの）の写し
- ② 博物館法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から 2 年を経過しないものでなく、かつ、その設置する施設について博物館法第 31 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しないものでないことを宣誓する書類
- ③ 施設の運営の基本的な方針を示した書類及び当該方針の公表方法を示した書類
- ④ 資料の収集及び管理の方針を示した書類
- ⑤ 資料目録（第 7 号様式）
- ⑥ 展示、調査研究、学習機会の提供等の事業の計画又は実績を示す書類
- ⑦ 職員への研修の実施計画又は実績（国、都道府県等が実施する研修に職員を参加させる計画又は実績を含む。）
- ⑧ 職員名簿（第 3 号様式）
- ⑨ 学芸員に相当する職員であることを証明する書類
- ⑩ 施設の事業に用いる建物及び土地の図面
- ⑪ 防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類
- ⑫ 多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類

2 指定要件の審査

指定申請があった場合は指定要件を備えているかを博物館法施行規則第 24 条に基づいて書面審査並びに実地調査を学識経験者、専門機関の意見を徴する等の方法で審査し、備えていると認めるときは博物館に相当する施設として指定し、インターネットで公表するとともに指定した旨を申請者に通知する。要件を備えていないと認めるときは、指定しない旨をその理由を付記した書面で申請者に通知する。